

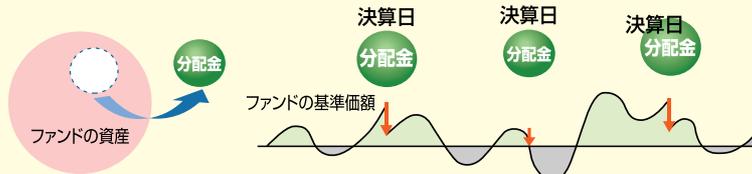
分配金が支払われる仕組みと、普通分配金と元本払戻金の違い

◆分配金について理解しましょう

分配金は預貯金の利子・利息とは異なります。分配金はファンドの資産から支払うため、分配金が支払われると、その分基準価額は下がります。

◆投資信託で分配金が支払われるイメージ

投資信託の場合、分配金額はファンドの運用状況に応じて異なりますので、毎回同じ金額とは限りません（支払われない場合もあります）。投資信託の分配金はファンドの資産から支払うため、分配金が支払われると資産が減り、その分基準価額は下がることとなります。利子・利息と異なり、元金にプラスしてもらえるお金ではありません。



上記はイメージ図でありすべてを説明しているものではありません。

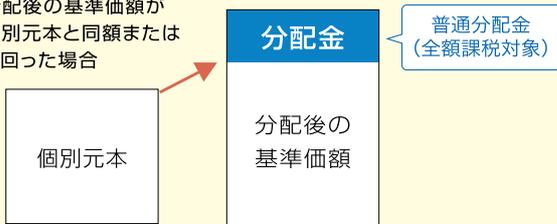
ファンドの分配金は投資信託説明書（交付目論見書）記載の方針に基づいて委託（運用）会社が決定しますが、委託（運用）会社の判断により分配を行わない場合もあります。

◆ご存知ですか？普通分配金と元本払戻金（特別分配金）の違い

投資信託の分配金には、「普通分配金」と「元本払戻金（特別分配金）」の2種類があります。分配後の基準価額が個別元本（P6参照）を上回った場合、分配金はすべて「普通分配金」となります。逆に分配後の基準価額が個別元本を下回った場合、分配金のうち個別元本を下回る部分が「元本払戻金（特別分配金）」となります。

◆普通分配金と元本払戻金（特別分配金）のイメージ

*分配後の基準価額が個別元本と同額または上回った場合



*分配後の基準価額が個別元本を下回った場合



元本払戻金（特別分配金）は実質的に個別元本の払い戻しとみなされ、非課税扱いとなります。また、元本払い戻し金の金額だけ個別元本は減少します。

分配前の基準価額が11,000円の投資信託が、500円の収益分配を行うことになりました。

Aさん、Bさんの手取り額はどうなるでしょうか。

9,800円の基準価額で購入したAさんの場合

①決算日
Aさんの個別元本 9,800円
分配金 500円
分配後の基準価額 10,500円
分配前基準価額 11,000円

②分配後
Aさんの個別元本 9,800円
分配後基準価額 10,500円

①分配後の基準価額がAさんの個別元本を上回っています。分配金500円はすべて課税対象となる普通分配金になります。
②また、分配金全額が収益からの分配金となるため、Aさんの個別元本は修正されません。

10,700円の基準価額で購入したBさんの場合

①決算日
Bさんの個別元本 10,700円
普通分配金 300円
元本払戻金 (特別分配金) 200円
分配後の基準価額 10,500円
分配前基準価額 11,000円

②分配後
Bさんの個別元本 10,500円
分配後基準価額 10,500円

①分配後の基準価額がBさんの個別元本を下回っています。分配金500円のうち下回っている200円分は元本払い戻しとみなされ、元本払戻金（特別分配金）となり、非課税扱いです。
②また、Bさんの個別元本は購入時の個別元本から元本払戻金（特別分配金）を差し引いた10,500円に修正されます。

POINT 普通分配金は課税対象となりますが、元本払戻金（特別分配金）は、個別元本の払戻しに当たるとみなされるため、非課税です。